

川崎市市民ギャラリー使用要項

1 趣旨

この要項は、川崎市市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の使用及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

2 名称及び位置

ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
教文市民ギャラリー	川崎市川崎区富士見2丁目1番3号 教育文化会館
幸市民ギャラリー	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2 幸市民館
中原市民ギャラリー	川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12中原市民館
高津市民ギャラリー	川崎市高津区溝口1丁目4番1号 高津市民館
宮前市民ギャラリー	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4 宮前市民館
多摩市民ギャラリー	川崎市多摩区登戸1775番地1 多摩市民館
麻生市民ギャラリー	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号 麻生市民館

3 目的

ギャラリーは、市民の芸術及び文化活動を奨励し、その普及及び振興を図るための展示場として、市民団体の利用に供するものとする。

その他、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認める場合には展示場として使用できる。

4 使用資格

ギャラリーを使用できる者は、市内に在住又は在勤するものの団体とする。

5 使用申請

ギャラリーを使用する者は、申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

6 受付期間等

ギャラリーの使用時期及び当該使用時期に係る受付期間は、次のとおりとする。

使用時期	受 付 期 間
10月、11月、12月	4月の第2木曜日から使用開始予定日の2週間前まで
1月、2月、3月	7月の第2木曜日から使用開始予定日の2週間前まで
4月、5月、6月	10月の第2木曜日から使用開始予定日の2週間前まで
7月、8月、9月	1月の第2木曜日から使用開始予定日の2週間前まで

7 使用日等の決定

(1) 前項に規定する受付開始日（当該日が祝日に当るときは、翌日）にあっては、当該日の午前10時に各受付場所に来館している者について、その場でギャラリーの使用日等を決定するものとする。使用希望者が多数の場合は抽選により決定する。

(2) 第3項の委員会が特に必要と認める場合の使用にあたっては、前号の規定に関わらず使用日等を事前に決定できるものとする。

8 受付場所

ギャラリーの使用に係る受付場所は、次のとおりとする。

名 称	受 付 場 所
教文市民ギャラリー	教育文化会館の指定場所
幸市民ギャラリー	幸市民館の指定場所
中原市民ギャラリー	中原市民館の指定場所
高津市民ギャラリー	高津市民館の指定場所
宮前市民ギャラリー	宮前市民館の指定場所
多摩市民ギャラリー	多摩市民館の指定場所
麻生市民ギャラリー	麻生市民館の指定場所

9 使用期間等

ギャラリーの使用期間等は、次のとおりとする。

- (1) 1回の使用期間は、木曜日の午後1時から翌週の木曜日の正午までとする。ただし、休館日等を除く。
- (2) 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- (3) 第3項の委員会が特に必要と認める場合の使用にあたっては、使用できる期間は概ね月の二分の一以内とする。

10 搬入及び搬出

前項の使用期間には、展示物の搬入及び搬出に要する時間を含むものとする。

11 使用回数の制限

同一使用者による年間使用回数は、使用の機会均等を図る目的において制限できるものとする。

12 使用の取消し等

委員会は、使用者が次の各号の一に該当する場合はその許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) ギャラリーの使用目的に反するとき。
- (2) 入場料を徴収し、又はギャラリー内で販売行為を行ったとき。
- (3) 使用申請の内容を無断で変更したとき。
- (4) 不正行為によって使用許可を受けたとき。
- (5) その他管理運営上支障のあるとき。

13 使用料

ギャラリーの使用料は、無料とする。

14 会場責任者

ギャラリーの使用期間中は、会場責任者を常駐させなければならない。

15 特別の設備等

使用者が特別の設備を使用し、又は模様替えを行うときは、事前に委員会の了解を得なければならない。

1 6 特別の設備等の費用

前項に規定する特別の設備及び装飾に要する費用は、使用者の負担とする。

1 7 原状復帰

使用者が設備及び備品の使用を終了したとき、又は使用を中止若しくは停止されたときは、直ちにその設備及び備品を原状に回復し又は返還しなければならない。

1 8 使用中止の届出

使用を中止する場合は、使用中止届けを提出しなければならない。

1 9 損害の報告等

使用者は、ギャラリーの施設、設備、備品等に損害を生じさせたときは、直ちに委員会に報告し、その指示に従わなければならない。

2 0 損害の責任

使用期間中の管理は使用者の責任とし、いかなる事故が生じても川崎市はその責めを負わない。

2 1 その他

使用者は、これに定めるもののほか、ギャラリー使用者の手引きを遵守しなければならない。

附則

この要項は、平成元年10月1日から施行する。

附則

この要項は、平成2年7月1日から施行する。

附則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成8年10月1日から施行する。

附則

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成9年9月17日から施行する。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成23年1月1日から施行する。